

平成27年2月3日

資料8

市川市環境審議会

(環境政策課)

市川市手数料条例の改正について

1. 改正内容

○市川市手数料条例別表

(旧)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
鳥獣飼養の登録票の交付又は更新若しくは再交付	1羽又は1頭につき 3,400円

(新)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
鳥獣飼養の登録票の交付又は更新若しくは再交付	1羽又は1頭につき 3,400円

2. 手数料条例改正理由

- 市川市は県の特例条例に基づき、法律上県知事の権限とされている鳥獣飼養登録に関する事務を処理している。
- 「市川市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を定め、上記事務を処理している。
- 登録等に際し、手数料を徴するため、手数料条例別表に登録手数料について規定している。
- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年5月30日に公布され、平成27年5月30日に施行予定。
- 上記改正により、手数料条例で引用している法律名称を変更する必要が生じたもの。